

仕様書

公益財団法人東京観光財団

第1 件名

平成31年度 IMEX America への出展支援等運營業務委託

第2 目的

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）は、東京への更なる MICE 誘致を推進するため、平成31年度 MICE 専門見本市である IMEX America に東京ブースとして出展し、海外ミーティングプランナー等との事前アポイントメント制による商談やビジネスイベント開催地としての東京のプロモーション等を実施する。また、都内 MICE 関連事業者と共同出展することで東京としてのプレゼンスを強化し、東京の魅力や強みを効果的に発信することで、より多くの海外ミーティングプランナー等との強固なネットワーク構築を目指す。

第3 契約期間

契約締結日の翌日から平成31年10月31日まで

第4 全体運営

1. 実施概要

ビジネスイベントプロモーション広告（別紙1参照）のタグラインにある“Exceptional Quality, Expanding Possibilities.”に基づき、ビジネスイベント開催地としての東京をプロモーションするに相応しいブースデザインを企画・制作する。また、出展申込み及びブースの施工から当日運営サポート、ブースの撤去までを受託事業者が一貫して行う。

2. ビジネスイベントプロモーション広告デザインの活用について

- (1) 本仕様書で規定する制作物については、当財団が指定するデザインを活用すること。なお、当該デザインデータは指名通知時に対象事業者へ別途支給する。支給されたデータは本件応募書類作成、本仕様書で規定する制作物、並びに財団が別途指示する制作物以外には許可なく使用しないこと。
- (2) ビジネスイベントのプロモーションという観点からブース装飾デザインを企画・制作すること。また、共同出展者の企業ロゴ掲載をも想定したデザインとすること。

3. ビジネスイベントプロモーション広告デザイン、ロゴ等の素材について

各制作物で使用するデザイン、ロゴ等の素材の取り扱いについては、財団の指示に従うこと。なお、使用について別途費用等が発生する場合は受託事業者が負担すること。

4. 留意事項

受託事業者は本委託実施にあたって、以下の点に留意すること。

- (1) 現地の雇用やイベント、広告等実施に関する法令等を遵守すること。
- (2) 運営に際しては、見本市主催者、東京都や日本政府観光局（JNTO）及びそれらブース設営・運営に係る指定事業者等とも協議・協力の上、事業を実施すること。

第5 全体スケジュール及び出展予定見本市概要

1. 名称：IMEX America 2019 (<https://www.imexamerica.com/>)
2. 日程：平成31年9月10日（火）～12日（木）
3. 会場：Sands Expo & Convention Center（米国・ラスベガス）
4. 出展予定面積：27 m²程度

第6 委託業務内容

1. 実施体制及びスケジュールについて

- ア. 本事業に係る実施体制を明確にすること。なお、パートナー会社や現地雇用等が存在する場合は、それらの管理も徹底すること。
- イ. 現地の最新情勢・動向に細心の注意を払い、それらに配慮した企画提案、臨機応変に対応できる実施体制を整えること。
- ウ. 進捗状況の管理：委託業務や提案事項について、円滑な調整、確認が行えるよう、本事業受託後から最終報告書提出までの業務スケジュールをたてること。また、履行に当たっては、進捗状況を綿密に報告し、原則各工程で2回程度財団へ確認を行い、都度修正指示等に従うこと。
- エ. 業務全般において、企画提案を財団と行い協議・報告し、承認を得て事業を執行すること。

2. 見本市出展について

IMEX Americaに係る出展申込み、ブース設営・撤去、ブース運営サポート、共同出展者対応、記録及び業務報告書作成等の業務を実施すること。

(1) 出展申込み等業務

受託事業者は、財団の申込代行者として見本市主催者へ直接出展申込みを行うこと。また、見本市主催者の指示に従い、出展者用パスにつき必要な枚数を手配すること。手配に要する経費は、本委託経費内に含むものとする。なお、平成31年度は東京都が単独にて別途ブース出展を予定しているため、本件ブースについては東京都ブースと近い位置（隣同士や対面等）を確保できるよう見本市主催者と交渉・調整すること。

(2) ブース設営・撤去作業等業務

「IMEX America 2019」が指定するルール等を参照の上、ビジネスイベントのプロモーションに相応しいブースを設計・施工すること。

ア. 基本事項

- 上記第4の1の実施概要に基づき、IMEX Americaの特性に合わせたブースを企画・設計すること。ブース出展面積は27 m²程度を予定、ブースデザインは受託決定後、企画提案内容を基に、財団と協議を行った上で最終決定とする。

- ブースのテーマ/コンセプトを明確にすること。また、全ての共同出展者名称、財団名称、東京という表記（全て英語）及びそれぞれのロゴ*を、ブースデザインに取り入れること。
- 東京らしさをアピールする装飾等、競合他都市と差別化できる魅力的なブースデザインを提案すること。事前アポイント以外にも集客が図れるよう、会場の中でも特に東京ブースが目立つような仕掛けを取り入れるなど来場者も意識した設計をすること。なお、別途東京都が出展するブースのデザインを一部活用し、一体感を担保できるよう柔軟に対応すること。
- 商談のためのテーブル、椅子、受付等必要な什器を揃えること。
- ブース内にストックスペースを設けること（施錠可能であることが望ましい。十分な広さを確保できる場合は受付スペース内側等を利用することも可能とする）。
- ブースデザインについては、各共同出展者用の商談スペースも確保の上、設計すること。共同出展者は5～6社程度、1社あたり1～2名程度を想定（全員が着席できる形での商談は想定していない）。
- 業界のトレンド、環境等に配慮した設計とすること。

イ. 連絡、調整

施工、設営に向けて、必要に応じて開催会場の設営等ができる現地事業者等を選定し、トラブルがないよう準備し、進行すること。特に出展共通ルール等の認識合わせに留意し、ブース設置から撤去までのブース本体及び備品・設備等について保守・管理を行うこと。不具合等が生じた場合は、速やかに正常な運営を確保できるよう対応すること。施工者用パスについては必要枚数を手配し、その費用は本委託経費内に含むものとする。

ウ. 備品等手配

ブース設営から会期中の運営において必要な備品等を手配すること。

エ. 直前確認、撤収作業等

IMEX America 会期初日の前日夕刻（16：00 頃を想定）に財団が現場で設営他各種準備状況の確認を行うので受託事業者も立ち会うこと。また、会期最終日は商談会が終了次第速やかにブースの撤去を行うこと。

(3) ブース運営サポート業務

会期中、ブース運営をスムーズに進行するため、適宜必要なサポートを行うこと。

(4) 共同出展者対応関連業務

ア. 共同出展者のとりまとめ

共同出展者のとりまとめは財団が原則行う予定であるが、事前準備段階から会期中、会期後に至るまで、必要に応じて各共同出展者とのコミュニケーションに係るサポートを行うこと。

イ. 共同出展者管理及び支援

決定した共同出展者の情報等を取りまとめ、共同出展に必要な調整を行うこと。また、IMEX America に係る現地情報や見本市主催者から提供される情報やサービス等、見

本市出展に向けて有益となる情報を集約し、適宜提供すること。出展準備段階から当日の商談会、ブース撤去に至るまでの一連の流れについて共同出展者が理解しやすいよう、運営マニュアルを作成・提供すること。

(5) 記録及び業務実施報告書作成業務

会期中、適宜写真撮影等を行い、会場の様子がわかる画像を含む業務実施報告書を作成すること。

第7 完了報告と契約代金の支払い

1. 支払方法

契約代金の支払は、以下2. の提出物が財団に納品された後の一括支払いとする。なお、財団の承認をもって請求書を発行すること。

2. 提出物の形式等

ア. 委託完了届

別紙2を参照のこと。

イ. 業務実施報告書

A4版縦、横書きカラー、MSワード

※目次、内容、体裁等は財団と協議の上決定する。

ウ. ブース装飾、レイアウト等のデザインデータ

pdfデータ及び編集可能なデータ（拡張子eps、ai等）

第8 作成物・成果物に関する権利の帰属

1. 本件委託においては、著作権・肖像権等（以下、「著作権等」という。）の取扱いに十分注意すること。
2. 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権等は、全て財団に帰属する。
3. 本件委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。なお財団は、成果物を当該事業以外で使用する場合がある。但し、財団が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
4. 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、財団に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
5. その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

第9 委託事項の遵守・守秘義務

1. 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
2. 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

第10 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。但し、事前に文書により財団と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第11 個人情報の保護

別紙5「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

第12 その他

1. 仕様書に記載のない条件については、両者協議の上、決定する。
2. その他手配条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
3. 本事業の委託者は財団であるが、現地における実施に係る責任は受託者にあるものとする。
4. 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。その場合のキャンセルチャージ等の条件を見積書に明記すること。
5. 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。